

居宅介護支援事業所しんあい（介護予防支援） 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社しんあいが開設する居宅介護支援事業所しんあい（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援、及び介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、事業対象者、要支援、及び要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な居宅介護支援、及び介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者等が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画、及び介護予防サービス支援計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 居宅介護支援事業所 しんあい
- 二 所在地 静岡県静岡市駿河区池田767番地の1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 介護支援専門員 1名
- 二 介護支援専門員 5名以上

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援の提供に当たるものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援、及び介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 居宅介護支援、及び介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- 一 利用者の相談を受ける場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
- 二 使用する課題分析票の種類 利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。
- 三 サービス担当者会議の開催場所 事業所内その他必要と認められる場所において開催する。
- 四 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上(要支援の方は3ヶ月に1回以上)必要に応じて訪問するものとする。

2 居宅介護支援、及び介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援、及び介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援、及び介護予防支援に要した交通費は、その実費とする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- 一 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道20キロメートル未満 250円
 - 二 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道20キロメートル以上 500円
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、静岡市駿河区、葵区、清水区の区域とする。

(苦情処理)

第8条 当事業所は、自ら提供した居宅介護支援、及び介護予防支援又は自らが居宅サービス計画、及び介護予防サービス支援計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第9条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- i. 虐待の防止に関する責任者の選任
- ii. 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- iii. その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、居宅介護支援、及び介護予防支援事業の提供にあたり、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等、現に利用者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合はすみやかに、これを保険者に通報するものとする。

(身体的拘束等の適正化に関する事項)

第12条 事業所は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

2 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
- 二 継続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社しんあい役員と社員と

事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。